

原産地表示取組宣言店

店 舗 名	陽気家
店 舗 所 在 地	柏崎市原町5-67
新潟県届出番号	第77号
事 業 者 名	高橋 節雄
自主基準の公開方法	店内掲示

### 牛肉の原産地表示に関する自主基準

項 目	内 容
1 原産地の名称	ステーキに使用する牛肉の原産地の名称は、次のとおり表示します。
(1) 国産の場合	都道府県名を表示します。
(2) 輸入品の場合	原産国名を表示します。
(3) 複数原産国の牛肉を使用する場合	牛肉の原産地が2か国以上ある場合は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示します。
2 表示の方法	メニューごとに原産地を表示します。
3 表示場所	店内に紙を貼り出して、原産地を表示します。
4 表示管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 牛肉の原産地情報の管理を徹底し、誤った表示を行わないようにします。</li> <li>○ 常に消費者の視点に立ち、消費者を誤認させるような表示は行いません。</li> <li>○ 表示の根拠とした仕入伝票その他関係書類の整理を常に行い、消費者の問い合わせに迅速かつ適正に対応します。</li> </ul>
5 その他 (任意事項)	表示責任者を設置し、内部チェック体制を整備します。